

# レンタルカートフェスティバル

## 特別規則書

## ■レンタルカートフェスティバル特別規則書

本大会は、皆で安全に楽しくモータースポーツを行うことを趣旨とし、FIA の国際モータースポーツ競技規則及び国際カート規則並びにそれに準拠した JAF 国内競技規則及び JAF 国内カート競技規則とその付則ならびに共通特別規則書、本レース特別競技規則に従って開催される。したがって皆が協力し合い、また上級者の方は初心者の方などに対する配慮等を出来るようにすること。

なお、本規則書には最低限守らなければならない事が記載されているに過ぎません。記載されていないからといって、何をしても良いということではなく、スポーツ精神に基づいたルールの精神を侵すような言動は謹むこと。

### 第1章 大会開催に関する事項

1. 大会役員 公式プログラムに記載
2. 大会事務局 レンタルカートフェスティバル事務局
3. 競技会オーガナイザー及び開催場所・日時
  - (1) 競技会オーガナイザー レンタルカートフェスティバル事務局
  - (2) 開催日/開催場所 2012年2月18日(土)・19日(日) / ツインリンクもてぎ北ショートコース
4. 大会目標
  - (1) 全チーム完走。参加者全員が楽しくレースを行い、まずは完走を目指して下さい。
  - (2) ノーペナルティ。ペナルティが無くマナーのよいレースにしましょう。
5. 公式通知に関する規定  
本規則に記載されていない競技運営に関する実施の細目及びドライバーに対する指示細目は、本規則書付則及び公式通知によって公示される。なお、公示の方法はエントラント(フェスティバル賛同カートコース)に送付するか、開催場所掲示板に掲示される。

### 第2章 競技会参加に関する事項

1. 延期、中止または取り止め及び変更に関する事項  
オーガナイザーは、大会の一部あるいは全部を延期、中止、または取り止めることができる。イベントの全部あるいは24時間以上延期する場合、エントリーフィーは全額返還される。また、エントラント及びドライバーはこれによって生じる損失についてオーガナイザーに抗議する権利を保有しない。なお、オーガナイザーはイベントの内容を変更する権限を保有するものとする。これに対する抗議は認めない。
2. エントリーの受け付け
  - (1) エントリーの受け付け期間  
2011年10月1日～2011年11月30日
  - (2) 参加資格  
レンタルカートフェスティバル賛同施設で認定を受けた者で、走行ルール、マナーを熟知し、安全に楽しくレースが出来る10歳以上の方。
  - (3) 受理または拒否の通知  
大会開催の1ヶ月前から開催当日を除き1週間前までの消印を持ってエントラント(レンタルカートフェスティバル賛同施設)に発送する。
  - (4) 受け付け場所  
各レンタルカートフェスティバル賛同施設

- (5) 必要なもの
  - (a)参加申込書及び誓約書、安全認定書
  - (b)エントリーフィー、共済会費
  - (c)カートをレンタルする場合はカートレンタル料

### 3. エントリーの受理と拒否

- (1) オーガナイザーは理由を示すことなくエントリーを拒否することができ、かつその行為をもって最終決定とする。この場合、エントリーフィー及び保険料は全額返還される。
- (2) エントリーの受理は、必要事項の全てが明記された参加申込書兼誓約書およびエントリーフィー、保険料が受け付け場所で受理された時点でオーガナイザーの参加承認が成立するが、拒否の通知は開催日までに通知される。
- (3) 一旦受理されたエントリーフィー及び保険料はいかなる理由があっても返還されない。

### 4. 保険

- (1) ドライバー及びピットクルーは、参加申込みと同時にオーガナイザーの指定する傷害保険に加入すること。また練習も含めて健康保険証を携帯すること。
- (2) レース中、事故等で怪我などをした場合は、必ず当日駐在しているドクターの診察を受けること。ドクターの診断がないと保険が適用されない場合がある。

### 5. レース車輛

- (1) レース参加車輛は、以下の車両に限られる。  
PK50、PK90、FK-5、FK-9、GX160、GX200、GX270、EX17、EX21、KX21、MZ200
- (2) レース中、破損や故障による部品交換は認められる。また、車両や施設などの破損代においては、自己負担となる。

### 6. 車輛検査

非合法な部分がありながらも、なお車検員に発見されなかったとしても承認を意味するものではなく、レース中にそれに関する疑義が生じた場合は黒旗の指示を受ける場合がある。

- (1) ドライバーは車輛検査に立ち合わなければならない。
- (2) カート車輛とその装備類は清潔で、かつ正しく整備された状態でなければならない。
- (3) イベント後の重量車検のあとに、上位3チームは車両検査を行う。

### 7. 最低重量

- (1) 最低重量は、チーム毎に参加ドライバーの平均体重に車両重量を加えた重量をA車両は140kg以上、B車両(2stエンジン搭載車輛は除く)は165kg以上とし、重量確認計測においては入賞チームのみ行う。ただし、女性における重量確認計測は希望者のみとする。
- (2) ウェイトを積載する場合はボルトで脱落しないよう固定すること。

### 8. 服装

ドライバーは、期限に関係なくFIA、JAF、CIK公認を受けたレーシングスーツ(4輪用も含む)、シールドの付いたフルフェイスヘルメット、グローブ(手首まで覆うもの。軍手はNG)、くるぶしまで覆うシューズ、リブプロテクターを装着しなければならない。

### 9. ゼッケンナンバー

ゼッケンナンバーは、前後左右4か所に事務局で指定した番号を各チーム又はレンタルカートの場合はエントラント(施設)が用意する。ゼッケンは、A車両が白文字/ゼッケンベース青。B車両は黒文字/ゼッケンベース黄を各自用意すること。字体は、標準的な見やすいものに限る。

## 第3章 競技に関する事項

### 1.信号

競技中ドライバーに対する走行指示は、下記の種類の旗に従い行われる。

①国旗

競技開始。

②緑に黄色の山形

ミススタート(再度スタートを行なうために整列し直し)。

③赤旗

レース中止。全てのドライバーは直ちにレースを中止し、オフィシャルから指示された場合はどの地点でも停止できる体勢でスタートラインまで徐行し停止する。

④青旗

周回遅れになろうとしている者に示す。

(静止)後方より速いカートが近づいてきているので現在の進行方向を保持せよ。

(振動)後方より速いカートが近づき追い越そうとしているのでその者に進路を譲れ。

⑤黄旗

(静止)危険である。徐行せよ、追越しを禁止する。

(振動)非常に危険である。停止を準備せよ。

⑥緑旗

競技続行せよ。障害は除去された。

⑦オレンジディスクのある黒旗(番号をそえて掲示)

指示された番号のカートに対する技術的トラブルによるピットイン命令。修理後、再出走できる。

⑧対角線で黒と白に分かれた旗と示された数字

指示された番号のカートに対する非スポーツマン的の行為に対して最後の警告。

⑨黒旗

指示された番号のカートに対するピットイン命令。

⑩黒と白のチェッカー旗

競技終了。ダブルチェッカー(チェッカーフラッグを2度受けること)は失格行為である。

### 2.公式練習

全てのドライバーは、公式通知(タイムスケジュール)に定められている時間内に公式練習に参加しなければならない。

### 3.スタート

(1) スタートはグリッドからのスタンディング方式とし、グリッド順は当日受付時に抽選で決定する。

(2) 時間内にスターティンググリッドにつけなかった者及びエンジンをストップしてスタートできなかった者はピットにて修理した後、ピットからのスタートとなる。

### 4.出走台数

(1) 全てのレースの出走台数は56台までとする。但し、57台以上のエントリーがある場合は、抽選により参加チームを決定する。

(2) エントリー台数が30台に満たない場合にはレース不成立とみなし、レースは開催されない。

### 5.レース中のルール

(1) コーナーは常に先入優先とし、追い抜きを行なう者は前方のカートの走行を妨害してはならず、また前方のカートは後続車の進路を妨害してはならない。

(2) コース員が反則または妨害行為(故意なプッシング、ブロッキングその他の非スポーツマン的の行為)とみなした者については、競技長よりペナルティが課される。されにその行為が2回以上に及ぶ時は失格とする。

(3) いかなる場合も、定められた方向と逆に走行してはならない。

- (4) レース中は、やむを得ない場合を除きコースを外れてショートカットすることは認められず、当該行為はペナルティの対象となる。
- (5) 故意にコースから車輛を離して走行することはショートカットとみなされる。
- (6) 衝突を避けるためにやむを得ずコースアウトした場合は、その最も近い場所から再びレースに復帰しなければならない。
- (7) レース中にコースエリア内で停止してしまった場合、他のドライバーに自分が動かないことを示し、それらが過ぎ去ってからカートをレースの障害とならない場所に移動しなければならない。但し、他を妨害することなく自力で再スタートできる場合にはレースに復帰できるものとする。
- (8) コース上における再スタートはドライバー自身で行なわなければならない。ただし、グラベルなどコース外に関して止む終えない場合は、オフィシャルが補助する場合もある。
- (9) レース中にゼッケンまたはゼッケンプレートが脱落等で判読不可能となった場合は、周回が記録されないことがある。
- (10) ドライバーは工具等を携帯することはできない。また工具を取りにピットへ戻ったり、ピットクルーがコース内に立ち入って作業することはできない。
- (11) ドライバー交替やピット作業は決められた場所で行なわなければならない。
- (12)トラックとピットロードを区分するイエローラインをカットすることはできない。カットした場合はペナルティの対象となる。
- (13) レース進行中パドックに入ったカートはレースを放棄したものとみなされ、再びコースに入ることは許されない。
- (14) 事故に見舞われたカートは、オフィシャルによって検査のために停止を命じられることがある。
- (15) 競技長は、不適當もしくは危険とみなしたカート及びドライバーを除外する権限を有する。
- (16)トラックとピットロードを区分するクラッシュパッドに接触してはいけない。接触した場合は安全走行義務違反として、ペナルティの対象となる。
- (17) 黄旗区間(黄旗提示ポスト～トラブル現場)では、追い越しの他に、スピンやコースアウト等をした場合もペナルティの対象となる。

## 6.ドライバーサイン

- (1) ドライバーサインは次の通りとし、これを怠った者に対してはペナルティを課することがある。
  - (a) コース上で停止した場合は、両手を高く上げ、他の走行車輛に合図する。
  - (b) ピットイン、ピットアウトする場合は、片手を頭上に高く上げる。

## 7.完走

- (1) 完走者は、レースの着順1位の者がフィニッシュラインを通過後に2分以内に自力で同ラインを通過するか、トップチームの周回数の60%以上走行したチームとする。
- (2) 「自力」の定義は、他のいかなる者の援助も受けずカート自身もつ動力、重力などの自然現象による方法のみによりコース上を正しい方向に進行できる状態をいう。
- (3) フィニッシュラインを通過する際には、ドライバーとカートは一体となっていなければならない。
- (4) ドライバーはフィニッシュラインを通過後徐々にスピードを落とし(追越しは禁止)正規のコースを走行してスタートラインにもどらなければならない。
- (5) 完走者となった者のみが入賞の対象となる。
- (6) 先頭のカートが規定の時間を終了する以前に誤ってチェッカー旗が表示された場合は、その時点を以って競技終了とする。

## 8.ペナルティ

- (1) ペナルティは1分間のピットストップ又は、失格が課せられる。ただし、レース終了まで10分を切った時点より1周又は失格が課せられる。
- (2) ペナルティ時は該当車輛に対し黒旗が掲示され、直ちに定められたペナルティストップ場所でペナルティを受けること。
- (3) 1分ストップ又は失格の適用は以下の通りとする。

ブロッキング、プッシング、進路妨害、フラッグ無視、逆走、ピットロード徐行違反、ドライバー交替時のエンジン停止違反、フライング、ピットアウト時の進路妨害、安全走行義務違反、ピット作業違反、イエローラインカット、危険行為、その他。

(4) 失格・・・故意に行う危険行為、故意にオフィシャルの指示を無視する行為、その他悪質な行為。

#### 9.セーフティーカー及びフルコースコーション

(1) トラブル発生時にコントロール室の決定によりセーフティーカーが介入する。セーフティーカー、コースイン後、原因車両は自走してピットに戻ることを禁止する。

(2) フルコースコーションは以下の順に行われる。

セーフティーカー介入決定後、直ちに全ポストは黄旗、メインポストは黄旗とSCボードを掲示し、セーフティーカーが先頭車両に関係なくコースインする。全ての車両はセーフティーカーを先頭に1列に整列しなければならない。追い越しは禁止。ただし、トラブル等で隊列について行けなくなった場合は、後続車に合図を送りラインをはずして走行する。フルコースコーション中にピットインすることは可能だが、ピットアウトはオフィシャルの指示に従うこと。セーフティーカーがピットインしメインポストで緑旗が振動表示されたら、コントロールラインよりフルコースコーションは解除される。その時コントロールライン手前での追い越しは禁止する。

#### 10.順位の決定

レース順位は周回数に基づき決定され、同じ周回数の場合はチェッカーを受けた順で決定される。

#### 11.ピット及びパドック内におけるルール

- (1) ピットクルーは場内では定められたクレデンシャルをつけていなければならない。
- (2) ピットは指定された場所を使用しなければならない。また、ピット内に入り作業し得る者は、当該レースに出場しているドライバーと、その登録されたピットクルー、ヘルパーのみとする。
- (3) 走行中のドライバーに対してピットサインを送る場合は、ピットクルーに限り、各自のピット前面のエリア内において、その行為を行なうことができる。
- (4) ピットクルーの行為に関する最終的な責任は、チームに帰属する。ピットクルーによる規則の違反は当該ドライバーに対する黒旗の提示となることがある。
- (5) ピットエリア内における火気の使用は全て禁止する。
- (6) 燃料の持込みはすべて消防法により認められた金属製の携行缶に保管する。
- (7) レース中ピットクルーは、自分のピットエリアを離れてはならない。
- (8) パドック内での走行は全て禁止する。
- (9) パドック内での喫煙は指定喫煙所を除き、厳禁とする。これに違反したドライバー及びピットクルーは大会から除外される場合がある。
- (10) レース中の給油は指定された場所で行い、ドライバーはエンジンを停止して、シートを離れなければならない。

#### 12.給油

- (1) 給油は、所定の給油場所を車検所付近に設け、所定給油場所以外での給油は禁止する。
- (2) 1回の給油が出来る量はA車両が2ℓ以内、B車両は4ℓ以内とし、3分間のピットストップが義務付けられる。3分間ピットストップは給油場所で行い、その間給油とドライバー交替に関する以外の作業は禁止する。また、給油をする際は必ず2人以上で行い、1人は消火器を持って待機する。消火器は大会事務局にて用意する。
- (3) 給油した際はドライバー交替をしなければならない。給油の際のドライバー交替は給油所で行うこと。
- (4) 大会事務局から無料配給された指定給油用タンクに、各自で用意した燃料を A 車両は2ℓ以内、B 車両は4ℓ以内を各ピットで入れる。その後、給油場の係員まで持って行き、係員が燃料の量と指定給油用タンクの確認をする。確認後、給油終了時までには、そのまま給油所の指定場所にて

保管される。

(5) スタート時のガソリンの量は、A 車両2ℓ以内、B 車両4ℓ以内とする。

(6) 給油ハンディの車両区分は以下の通りとする。

A車両 通常のレーシングカートと同類のフレームを使用しているカート

B車両 ①車両重量が 100kg以上のカート。

②2ストロークエンジン搭載車両(ただし、FK-5 はレンタルカートクラスにおいては A 車両とする。)

(7) スーパーレンタルカートクラスはA車両、B車両の車両区分の設定はなく、給油回数は 4 回以内に  
限られ、5 回以上の給油を行った場合は、1 回につき-20 周のペナルティーが課される。

### 13.車検

(1) 全車 15 分以上の車両保管を行なう場合がある。

(2) 技術委員長はスタートした全ての車両に関し車検検査を行なう権限を保有するものとする。技術委員長、技術委員が検査を行なう際はエントラント、ドライバー、ピットクルーは責任を持って車両の分解及び組み立てを行なわなければならない。但し関係役員、当該車両のドライバー及びピットクルー以外は、車検に立ち合うことはできない。

(3) 技術委員長、技術委員が行なう本条項の検査に応じない場合は失格とされる。

### 14.抗議

(1) 方法と取扱い

抗議の方法及びその取扱いについては、JAF 国内カート競技規則第 13 章に定める所による。  
また抗議のできるのは当事者であるエントラントのみとする。

(2) 提出

抗議は全ての大会の競技長に抗議料を添付の上、提出するものとする。

(3) 提出の時間制限

(a) 技術委員または、車両検査員の決定に対する抗議は決定直後とする。

(b) 競技中の過失または、反則に対する抗議は、その競技終了後の 30 分以内とする。

(c) 競技の成績に関する抗議は、その発表後 30 分以内とする。

(4) 抗議料

抗議料は 20,000 円(消費税込み)とする。

## 第4章 エンジン及びカートに関する事項

車輛は安全に製作し、かつドライバー及び他の競技者に対して何ら障害を引き起こすものであってはならない。

### 1. エンジン

エンジンはレンタルカートフェスティバル事務局の承認済みのもので、下記の細目を満たしていなければならない。本規則書でいう改造とは、切削・付加等の改造及び市販状態での装着部品からの変更をいう。エンジン構造パーツの取付け方法、取付け方向はメーカーの出荷時の状態でなければならない。  
ドレンボルトについては、オイル漏れによるレース中断を避けるため、ワイヤーロックを義務付けとする。

#### レンタルカートクラス

##### (1) エンジン

エンジンはホンダGX160、GX200、スバル EX21、ヤマハMZ200、FK-5、無限 PK50 とする。

##### 対象部品

シリンダーヘッド、シリンダーボディ、シリンダーヘッドガスケット、シリンダーガスケット、ピストンピン、コンロッド、クランク、クランクピン、オイルシール、クランクケース、クランクケースガスケット、ピストン、エアシュラウド、ファン、ギヤポンプドライブ、クランクケースカバー、エレメント、エレメントガイドプレート他

GX160、GX200、EX21、MZ200

一切の改造は禁止する。

FK-5、PK50

改造可。但し空冷に限る。過給機等の装着は禁止。また、クランクケースカバーにクーリング用としての加工は可とするが、安全と判断される範囲で行うこと。

##### (2) クラッチ及びトランスミッション

GX160、GX200、EX21、MZ200

純正品に限る。

FK-5、PK50

改造可。

##### (3) エアクリーナー

GX160、GX200、EX21、MZ200

エアクリーナーは必備とし、改造は禁止され、市販状態でなければならない。但しエレメントのスポンジ部の脱着及び変更は可。

FK-5、PK50

エアクリーナーは必備。但し純正品以外（オーガナイザー認定品に限る）も装着可。

##### (4) キャブレター

##### 対象部品

キャブレターアッセンブリ(全てのインナーパーツを含む)、キャブレタージョイント(インシュレーター)、キャブレターガスケット

GX160、GX200、EX21、MZ200

改造は禁止とし、市販状態でなければならない。ブローバイの大气解放はNGとし、取り付けは純正の状態としキャッチタンク等の使用は禁止する。EX21 のメインジェットは 83.8 を標準とする。

FK-5、PK50

改造可。変更可。

##### (5) 点火系統

GX160、GX200、EX21、MZ200

改造は禁止とし、市販状態でなければならない。

FK-5、PK50

改造可。

(6) 排気系統

対象部品

エキゾースト(マフラー)、ガスカート

EX21

改造は禁止とし、市販状態でなければならない。市販品とは、四角い汎用の物に限る。また、マフラーに付属するボルト等は必ず装着し、排気漏れの無いようにする。マフラーカバーまたは、ガードは必備。

GX160、GX200

純正の四角い汎用品または、5ZIGEN制マフラーに限る。

MZ200

純正の四角い専用マフラーに限る。マフラーカバーまたは、ガードは必備。

FK-5、PK50

変更可。ただし、市販品でサイレンサーが付いている物に限る。また、車体の全幅、全長、全高よりはみ出る物は不可。

(7) その他

純正部品以外の使用が認められるものは以下の通りとする。

プラグ、ボルト、ナット、ワッシャー、スプリング、キー、ブラケット、ワイヤー、ホース、ホースクリップ、バンド、ベアリング、ピストンピンクリップ、エレメントエアクリーナー

スーパーレנטアルカートクラス

(1) エンジン

エンジンはホンダGX160、GX200、GX270、スバルEX21、KX21、ヤマハMZ200、FK-5、FK-9、無限PK50、PK90とする。改造は可。但し空冷に限る。過給機等の装着は禁止。また改造においては安全と判断される範囲で行うこと。

(2) クラッチ及びトランスミッション

変更可。

(3) エアクリーナー及びノイズボックス

必備(消音効果のあるも。)

(4) キャブレター

変更可。

(5) 点火系統

変更可。

(6) 排気系統

変更可。ただし、市販品でサイレンサーが付いている物に限る。また、車体の全幅、全長、全高よりはみ出る物は不可。

2.カート

前1項に規定する当該エンジンを搭載し、「JAF国内カート競技車輛規則」に適合する車輛、または大会事務局が認めた車輛で、かつ次の条件を満たさなければならない。

(1) シャシー

フレームメーカーは自由。但し市販されているものに限る。フレームパーツは各フレームに合ったものを使用し安全上問題のあるパーツや改造は禁止する。

(2) ボディカウル、サイドボックス、フロントパネル、フロントフェアリングは標準装備のもの、もしくは同等の性能を有するもの(市販品に限る)を必備とし、取付けはビス等でしっかりと固定する。カラーリング及びエンブレムグラフィックの変更は認められる。また、ボディー周りにおいてサイドボックス、フロントスポイラー等はプラスチック製またはそれに同等の物とし、その外側に、スチール製の枠(または同等な物)等の装着は禁止する。

- (3) ゼッケンナンバーは 車輛の前方、後方、左右 4 か所に必備とし、前方はフロントパネルを利用し、後方はリアバンパーに装着するものとする。プレートを使用する場合は、素材が不透明で柔軟性のあるプラスチックで、鉄、アルミ板は禁止される。また大きさと形状は四隅に丸み(直径 1.5~2.0cm)をもたせた幅 21cm の正方形とする。
- (4) 競技ナンバーは、定められた形状のものを取り付けなければならない。色はA車両が白文字/ゼッケンベース青。B車両は黒文字/ゼッケンベース黄。
- (5) タイヤのカットング及び一切の付加は禁止される。また、タイヤは次のタイヤのみ使用できる。  
 レンタルカートクラス
  - ・スリック ダンロップDFK2 F:10×450-5 R:11×650-5
  - ・レイン SL94、SL03、SLW2
 スーパーレンタルクラス
  - ・スリック プリヂェストンYDS(HF) F:4.5/10.0-5 R:6.0/11.0-5
  - ・レイン SL94、SL03、SLW2
- (6) フロントブレーキ、バックミラーの使用は禁止とし、大型リアバンパー、チェーンガードは必備とする。

### 3.服装

- (1) ドライバーの服装は装備の一部とみなされ、車検の対象となる。競技を安全に行なうことを目的に皮製、JAF 公認または CIK/FIA(FMK)公認のレーシングカートスーツと同等以上の物の着用が義務づけられる。ヘルメット、グローブ(手首まで完全に覆うもの)、ブーツ(足首を包み保護する靴)など、それぞれ丈夫で効果的なものでなければならない。
- (2) リブプロテクターの装着を義務付けとする。
- (3) ヘルメットはフルフェイス型でシールドは必備とし、下記の規格のいずれかを有するものが望ましい。なお著しく角張ったものは禁止される。また傷のあるもの、製造より 2 年以上経過したもののレース使用を認めないこともある。

日本規格(JIS)	T-8133	2 種	スネル規格(SNELL)	1985 以降
アメリカ規格(ASA)	Z90-1		イギリス規格(BSI)	2995
西ドイツ規格(DIN)	4848		フランス規格(NFS)	72-305

## 第 6 章 成績及び賞典に関する事項

### 賞典

#### レース賞典

レースの最終順位に対してエントリー台数を考慮の上、下記の賞典が与えられる。

40 台以上	1~6 位	カップ・副賞	とび賞
40 台未満	1~3 位	カップ・副賞	とび賞
30 台未満	不成立		

## 第 7 章 損害補償

オーガナイザー及び大会役員の業務遂行によって起きたドライバー、ピット要員の死亡、負傷及び車輛の損害に対して、主催、後援、協力、協賛するもの及び大会役員は一切の保証、責任を負わないものとする。

## 第8章 広告に関する事項

ナンバープレートに広告を表示することは認められない。その他の広告についてオーガナイザーは次のものに関して抹消する権限を有し、かつドライバーはこれを拒否することができない。

1. 公序良俗に反するもの
2. 政治・宗教に関連したもの
3. 本大会に関係するスポンサーと競合するもの

## 第9章 保険

保険はツインリンクもてぎの共済会に加入し、保障内容もそれに伴ったものとする。  
内容は、別紙参照。